

第6期 雲南市農業委員会第2回総会議事録

1. 日 時 平成29年8月28日（月） 13:32～15:20

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員（18名）

1 番 錦織邦男	2 番 高田 耕	3 番 竹内 勉	4 番 奥田 武
5 番 神田邦昭	6 番 小山益男	7 番 山本裕子	8 番 吉廣丈晴
9 番 佐藤博子	10 番 三原治雄	11 番 吾郷正司	12 番 高橋美佐子
13 番 橋本 博	14 番 三島輝昭	16 番 嘉本輝雄	17 番 山本博子
18 番 内部武雄	19 番 加藤一郎		

4. 欠席委員（1名） 15番 柳原昌広

5. 事務局又は説明者 統括監 日野 誠 事務局長 長妻英文 企画官 土屋和則
 統括主幹 女鹿田比文 主 幹 白築 香

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名
 日程第2 諸報告
 日程第3 議案の上程

- ・議第23号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第25号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- ・議第26号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。
議 長	ただ今の出席委員は18名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第2回総会を開会いたします。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番竹内勉委員、4番奥田武委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について ・ 合意解約届出（農地法第18条第6項）の受理について ・ 農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・ 田畑転換届出の受理について ・ 公共工事の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・ 農地法の規定による許可指令書の取り消し願いについて ・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項について ・ 会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。</p> <p>それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p> <p>それでは最初に、「議第23号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページ「議第23号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。7ページをご覧ください。</p> <p>今回非農地証明申請が3件提出されております。</p> <p>申請番号1番</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿畑・現況荒廃農地、1筆、登記簿田・現況荒廃農地、2筆で面積は合計で2,260㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「条件が悪く耕作できなくなったため。」ということです。平成29年8月2日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、登記簿田・現況荒廃農地、2筆で面積は合計で2,994㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「条件が悪く耕作できなくなったため。」ということです。平成29年8月2日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、登記簿田・現況荒廃農地で面積は265㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「長年田として利用できず雑木が生え山林原野化したため」ということです。平成29年8月2日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄したため、自然改廃し雑木等が繁茂した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
2 番	<p>2番〇〇です。事由の説明文が非常に安直。条件が悪くなったからと言って非農地ではいけないのではないかと。事務局から説明があった内容が理由であればそのような書きぶりをしておかないと。条件が悪いから作らない。全部非農地になる。というような安直なとらえ方になってはいけない。もう少し気を配って書いておくべきではないか。意見です。答えはいりません。</p>
議 長	<p>ご意見はごもっともです。大切な農地が外されていくことは忍びない現状です。荒廃していることも事実です。安直ではなくてきちっと現地を確認して、再生ができる</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ものは制度もありますので再生して農地に戻すことを一義的に考えていただきたいと思います。事務局においても非農地の扱いはあまり安易な形で議案を提出しないようお願いをして、きちっと現地を確認して状況を把握してからお願いをしたいと思っています。それだけでなく農地が荒廃して奥部から荒れていく状況ですので、歯止めをしなければならないことを踏まえつつ取り組んでいただきたいと思います。</p>
議 長	<p>他に討論はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第 2 3 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 2 3 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第 2 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 8 ページ「議第 2 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。9 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>お二方からの所有権移転が出された事案です。申請は 1 つのものですが、譲渡し人がそれぞれ違いますので、表が分かれております。</p> <p>先ず上の表からですが、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況ともに田で面積は 19 m²です。権利の種別は 3 条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲渡人の希望による」ということです。譲受人は、△△△△さんで、申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を拡大する。」という事です。土地代無料です。</p> <p>同じく申請番号 1 番の下表についてですが、〇〇町〇〇△△-△地目は登記簿、現況ともに田で面積は 905 m²です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に住んでおり管理ができない。また譲受人からの要望のため」ということです。譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんで、申請事由は「申請地を譲受け農業経営を拡大する」とのことです。土地代は 10 アール当たり 1,210,000 円で確認は〇〇委員です。</p> <p>この土地はこの度 5 条申請で出されている農地△△-△と同じ筆の農地でしたが分</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>筆をされた部分を住宅へ残った農地部分は農地として取得された物です。また上の段での説明した部分は公図確認していただくと、△△-△へ少し入った部分に農地があります。今回この申請で、交換をされる筆になります。</p> <p>申請番号2番 ○○町○○△△-△、地目は登記簿・現況とも田で合計が11㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は○○市○○の□□□□さんです。申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため。また譲受人からの要望のため」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さん、申請事由は、「耕作が不便であり交換する」ということです。資料11ページの公図で確認していただくとわかり易いですが、先ほどの申請番号1の上の表にある筆の農地との交換によるものです。土地代は無償で、確認は○○委員さんです。</p> <p>申請番号3番 ○○町○○△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で面積は140㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は○○市○○の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さん、申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を主宰する。」ということです。△△さんは農地付き空き家制度を利用し取得された農地です。土地代は無償で、確認は○○委員さんです。</p> <p>以上3件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第24号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第24号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第25号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページ「議第25号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の認定について」説明します。</p> <p>議案書12ページ及び資料No.2をご覧ください。</p> <p>議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加の事案が発生したためです。議案書13ページの別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△、△△-△、の2筆を加え、計42筆を区域としたいと考えております。対象物件の詳細は資料No.2の3、4、5ページをご覧ください。</p> <p>承認を得ることができましたら、平成29年8月28日告示といたします。また、変更後の空き家付対象物件は資料No.2、1ページのとおり、12物件となります。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第25号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 2 5 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第 2 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 1 4 ページ「議第 2 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。1 5 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田、現況は畑で申請面積は 9.9 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑 1 棟を建築されます。転用理由は、現在の墓地は自宅から少し離れており墓地への往来及び永代管理が困難であるため移転したいとのことです。</p> <p>この案件は平成 2 8 年 6 月 2 1 日付で□□□□さんのお父様の△△△△さんで申請があり同年 8 月 1 9 日付で許可されていた案件です。しかしその後、申請者の△△△△さんが亡くなられ、また墓地は建築されておりませんでした。今回改めて墓地の建築を行うに当たり、相続人である息子さんが申請者として申請をされました。</p> <p>農用地除外の許可は平成 2 8 年 2 月 2 6 日に出されており確認は〇〇委員、〇〇会長です。</p> <p>農地区分は「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第 1 種農地と判断いたしました。許可条項は規則第 3 3 条第 4 号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号 2 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿現況とも畑で、申請面積は 9.9 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑 1 棟を建築されます。転用理由は、現在の墓地は自宅から離れており墓地への往来及び永代管理が困難であるため。とのことです。</p> <p>農用地除外の許可が平成 2 9 年 7 月 3 日に出されております。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第 2 種農地と判断致しました。許可条項は、法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号 3 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外 1 筆 地目は登記簿現況はともに畑で、申請面積は 28 m²です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で墓碑1棟を建築されます。転用理由は、現在の墓地が遠方の山中にあり、維持管理が困難であるため申請土地に移設したい。とのことです。第1種住宅地域で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、申請地が第1種住宅地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿現況ともに畑で、申請面積は215㎡です。</p> <p>申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は車庫と物置で、車庫物置・農器具庫54㎡を建築されます。転用理由は、息子夫婦と同居することになり車庫等が不足したため車庫として利用したい。とのことです。農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項については申請番号2に同じです。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第26号 農地法第4条の規定による許可申請について」、はじめに本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件である申請番号2番から4番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第26号 農地法第4条の規定による許可申請について」、申請番号2番から4番について、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号1番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第26号 農地法第4条の規定による許可申請について」、申請番号1番について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議第27号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ「議第27号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。8件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外5筆、地目は登記簿・現況とも田が5筆、登記簿田・現況畑が1筆、面積は合計4,957㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、□□□□さん、□□□□さんの3名、借受人は〇〇市〇〇区の(株)△△代表取締役△△△△さんです。転用目的は店舗で、店舗1棟1,724㎡、駐車区画58台分の計画です。転用理由は、「申請地を借受け店舗を建築し事業の拡大及び地域ニーズに応じて、地域に貢献する。」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の近隣商業地域及び第1種住居地域に指定されております。賃借料は10アール当たり1,089,000円、確認は〇〇委員さん、〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外5筆、地目は登記簿・現況とも畑が6筆、面積は合計1,053㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲渡人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は店舗で、美容室1棟204.48㎡、駐車区画11台分の計画です。転用理由は、「申請地を譲受け店舗を移転新築する。」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。土地代は10アール当たり16,666,000円、確認は〇〇委員さん、〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号3番 ○○町○○△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は294㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は○○町○○の□□□□さん、借受人は○○町○○の△△△△さんです。転用目的は一般個人住宅で住宅128.144㎡を建築されます。転用理由は、「現在借家住まいで家族が増え手狭となってきたため申請地を借受け住宅を新築する」ということです。農用地区域外で、賃借料は娘夫婦の住宅ということで無償、確認は○○委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号4番 ○○町○○△△-△外4筆、地目は登記簿・現況とも田5筆、面積は合計4,019㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さん、□□□□さん、□□□□さん、□□□□さんの4名で、譲受人は雲南市長△△△△です。転用目的は集合住宅で、公営住宅5棟20戸、集会所1棟893.63㎡の計画です。転用理由は、「雲南市の公共用地（市営住宅）として利用する。」という事です。市営○○住宅が老朽化しているため近接のこの申請地で建て替えを計画するものです。今年度土地造成し来年度から建築にとりかかる計画です。農用地区域外で都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。土地代は10アール当り18,200,000円、確認は○○委員さん、○○委員さんです。</p> <p>農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号5番 ○○町○○△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は441㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さんで、譲受人は○○町○○の△△△△さんです。転用目的は一般個人住宅で、住宅1棟126.53㎡ガレージ36.99㎡の計画です。転用理由は、「現在の借家が手狭となったため申請地を譲受け住宅を新築する」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。土地代は10アール当り24,000,000円、確認は○○委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号6番 ○○町○○△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は339㎡です。権利の種別は</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、〇〇町〇〇の□□□□さんの2名、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は一般個人住宅で住宅 125.04 m²を建築されます。転用理由は、「現在の住宅が老朽化したため、申請地に個人住宅を建築する」ということです。平成28年12月に農用地区域除外が認可されております。土地代は10アール当り 15,000,000 円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号7番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 34 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は島根県で事務権限がある雲南県土整備事務所長が申請人となっております。譲受人は〇〇町〇〇の□□神社代表役員□□□□さんです。転用目的は毘沙門堂の移設でお堂 2.52 m²を建築されます。転用理由は、「現在の建築場所が県道改良の事業用地として買収されるため移転新築する」ということです。平成29年7月に農用地区域除外の事前了承がされております。土地代は10アール当り 700,000 円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号8番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況、宅地、面積は 293 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇区〇〇△丁目、□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場及び宅地拡張で、駐車場5台分を整備されます。転用理由は、「駐車場用地が不足しており隣接所有者から譲受整備したい。」ということです。始末書が提出されておまして、「平成24年より駐車場及び宅地として利用してしまっただけ」ということです。農用地区域外で土地代は10アール当り 400,000 円、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>本案件につきましては私有地を通行しなければならないということで地権者からの承諾を求めていました。7月は隣家の庭を通行する計画で提出をされましたが現実性が乏しくまた地権者との話の整合性がつかなく確認が必要ということで保留となっていました。この度、農道を通行されることで協議が整ったということで4名の地権者からの承諾書を確認しました。これで転用の確実性も確保されたと考えます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	以上8件についてご審議よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。
7 番	7番〇〇です。8番の案件ですが、4月からご審議いただきましたが今回申請人と隣接する地権者との会合により承諾書、覚書を交わしながら了解を得ましたので皆様にお知らせするとともにご審議いただきたいと思います。農業用道路につきましては、事務局から説明がありましたが、届出を近日中に資料をつけて提出しようと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	他にありませんか。
13番	13番〇〇です。4番の案件ですが、改選前の確認であり当時は〇〇委員さんがこの土地の所有者でありまして、それはいかがなものかということで、急きよ隣ということから木次と給下で委員が集まって確認をした経過がありますので以上報告申し上げます。
議 長	他に確認委員で。
6 番	6番〇〇です。1番と2番の案件ですが、1番につきましては近隣に商業施設がありますが、荒廃していますが事業者等も県外の業者であります。規模的には現地を確認しましたが良と考えております。2名で確認しましたが最適化推進委員さんが委嘱前であったので〇〇委員さんと確認しました。2番につきましては理容室を新築するというものですが、〇〇交流センターの隣ですが周りに農地がありますが、規模的にも整合性がとれるということで確認しました。
議 長	他にありませんか。 ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第27号 農地法第5条の規定による許可申請について」、はじめに本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>要である申請番号2番、3番と5番から8番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第27号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号2番、3番と5番から8番について、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号1番と4番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第27号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号1番と4番について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議題28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。24ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件は〇〇町2件、〇〇町3件、〇〇町1件、計6件が申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。15時15分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p> <p>会議を再開します。</p>
議 長	<p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に〇〇町をお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 7 番	<p>7 番〇〇です。〇〇町協議した結果妥当と判断いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>次に〇〇町お願いします。</p>
議 長 1 3 番	<p>1 3 番〇〇です。木次町 3 件、妥当と判断いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>次に〇〇町。</p>
議 長 4 番	<p>4 番〇〇です。〇〇町妥当と判断いたしました。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第 2 8 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議 長	<p>よって、「議第 2 8 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
議 長	<p>ご起立下さい。</p>
事務局	<p>一同互礼。</p> <p>ご着席ください。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>【その他事項】</p> <p>(1) しまね女性農業委員の会総会の状況について</p> <p>(2) 農地の利用状況調査（農地パトロール）について</p> <p>(3) 雲南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について</p> <p>(4) 農業委員、推進委員の合同会について</p> <p>(5) 非農地、空き家付き農地の現場確認について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員